

(議決事項 2)

2022年3月22日

「職員の給与等の支給の基準」の改正について

2022年4月1日から、「職員の給与等の支給の基準」を別冊のとおり一部改正することとしたい。

については、「定款第15条第1項第1号チ」の規定により、議決を得たい。